25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	58,530	0
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	859,852	717
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	80,254	581
29	履物の一部品目	66,447	0
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	39,130	0
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	161,785	0
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	23,656	0

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成23年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者の業務の一部の停止を命じたので、同法第54条の２第１項の規定により、公告する。

記

１．商号　髙木証券株式会社

２．本店所在地　大阪府大阪市北区梅田一丁目３番１―400号

３．登録番号　近畿財務局長（金商）第20号

４．登録年月日　平成19年９月30日

５．行政処分の年月日　平成22年６月25日

６．行政処分の内容　平成22年７月１日から同年７月14日までの間、第二種金融商品取引業に係る業務（当局が個別に認めたものを除く）の停止

平成 22 年６月 30 日

近畿財務局長　森川　卓也

前払式証票発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式証票発行保証金規則第７条第１項の規定に基づき次のとおり公示する。

１．前払式証票発行者の商号　越前商業開発株式会社

２．住所　福井県越前市新町第７号８番地

３．仮配当表

⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額　16,150,500円

⑵　権利の実行に係る申出等の総額　8,983,000円

⑶　配当の割合　100％

※但し、各申出者への払渡額は、各申出者が弁済を受ける金額に応じ、還付手続きに要した費用を按分して負担する必要があることから、実質の割合は100％を下回ることとなる。

平成 22 年６月 30 日

北陸財務局長　薗田　俊和

前払式証票発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会公示

前払式証票の規制等に関する法律施行令第11条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

１．前払式証票発行者の商号　越前商業開発株式会社

２．住所　福井県越前市新町第７号８番地

３．権利の実行の対象となる発行保証金の額　16,150,500円

４．意見聴取会の期日　平成22年７月９日（金）午後１時30分

５．意見聴取会の場所　福井県福井市宝永２丁目４番10号　北陸財務局福井財務事務所会議室

６．上記の者の発行保証金について、権利の実行の申立てをした者、債権の申出をした者及び上記前払式証票発行者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について、意見を述べることができる。

なお、当日病気その他やむを得ない理由により、意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して意見聴取会における陳述に代えることができる。

平成 22 年６月 30 日

北陸財務局長　薗田　俊和

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）第３条の規定による改正前の割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（平成21年経済産業省令第37号）第１条の規定による改正前の割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第13条の17において準用する同規則第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 22 年６月 30 日　関東経済産業局長　高原　一郎

名　　称	株式会社エヌシーぐんま
本店の所在地	群馬県前橋市千代田町四丁目19番５号
登録番号	第21号
営業廃止年月日	平成22年５月７日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年６月 30 日

北海道開発局長　関　　克己

１　処分をした年月日　平成22年６月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　橋本電気工事株式会社　橋本　耕二　北海道札幌市東区北19条東10丁目３番７号　国土交通大臣許可（般―17）第4215号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年４月１日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第３８５号

兵庫県篠山市味間奥字水坂ノ坪833番地３

申立人　社会福祉法人丹南厚生会

本籍広島県東広島市安芸津町三津2613番地２、最後の住所兵庫県篠山市味間奥833番地３、死亡の場所兵庫県篠山市、死亡年月日平成21年７月４日、出生の場所広島県賀茂郡三津町、出生年月日昭和３年１月２日、職業無職

被相続人　亡　世並　照夫

事務所兵庫県篠山市杉170番地の１インター前井上ビル１階

相続財産管理人　司法書士　細見　泰**隆**

神戸家庭裁判所柏原支部

平成２２年（家）第３０１４０号

広島市中区大手町５丁目３番12―502号

申立人　正岡　猛雄

本籍広島市中区十日市町２丁目88番地、最後の住所広島市中区基町20番１―658号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日平成22年３月６日、出生の場所広島市西九軒町88番地、出生年月日昭和23年６月18日、職業無職

被相続人　亡　藤田　　等

事務所広島市中区上幟町３番25号レオビル６階

相続財産管理人　弁護士　長谷川栄治

広島家庭裁判所

平成２２年（家）第４１３号

徳島県徳島市城南町１丁目６番14―１号

申立人　福島　芳子

本籍徳島県徳島市城南町１丁目1002番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月日平成21年12月28日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和33年３月８日、職業不詳

被相続人　亡　福島　康仁

徳島県徳島市城南町１丁目12番９号

相続財産管理人　浜田　武夫

徳島家庭裁判所